

国土建第314号  
平成28年11月9日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事請負契約書及び履行保証等の当面の取扱いについて

国土交通省では、平成28年11月9日、当分の間、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項について別紙1（以下「当面の取扱い」という。）のとおり取り扱うこととしたところ。また、他の公共発注機関に対しても当該取扱いについて周知したところであり、今後、同様の取扱いがなされることが見込まれる。

公共工事等の契約に当たっては、会計法等において、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険、前払金保証事業会社による契約保証等（以下「履行保証等」という。）が必要とされているが、上述の当面の取扱いに基づき契約が締結される場合、履行保証等についても当該契約の内容に対応したものであることが求められる。

については、貴団体におかれても、下記の内容について、傘下の建設企業に対して周知徹底をお願いする。

なお、履行保証等における対応に関し、一般社団法人日本損害保険協会並びに一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会及び一般社団法人全国信用組合中央協会並びに前払保証事業会社に対し別紙2のとおり通知を発出しているところである。

記

- 1 公共工事等の契約の際には、契約書のうち違約金に係る条項について、当面の取扱いを踏まえたものであるか否かを確認すること
- 2 契約書に関し履行保証等を受ける際には、当該契約の内容に対応したものであるか否かを確認すること



○工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）（抄）

（下線部分が改正部分）

新	旧
<p>(発注者の解除権) 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められたとき。 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかつたとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができなると認められるとき。 五 第48条第1項の規定によりこの契約の解除を申し出たとき。 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であるとき。 ロ～ト (略)</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金) 第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合 三 受注者が前条の規定によりこの契約を解除した場合 四 前項第2号に該当する場合とみなす。 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第15号）の規定により選任された破産管財人 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(発注者の解除権) 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められたとき。 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかつたとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができなると認められるとき。 五 第48条第1項の規定によりこの契約の解除を申し出たとき。 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であるとき。 ロ～ト (略)</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>

(解除に伴う措置)



国土建第311号  
平成28年11月9日

北海道建設業信用保証株式会社  
取締役社長 吉田 義一 殿  
東日本建設業保証株式会社  
取締役社長 三澤 眞 殿  
西日本建設業保証株式会社  
取締役社長 小神 正志 殿

あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

#### 工事請負契約書の当面の取扱いについて（依頼）

国土交通省では、平成28年11月9日、当分の間、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項について別紙のとおり取り扱うこととしたところ。また、他の公共発注機関に対しても当該取扱いについて周知したところであり、今後、同様の取扱いがなされることが見込まれる。

公共工事等については、会計法等において、前払金保証事業会社により前払保証がなされた場合に、前金払をなすことができることとされている。また、当該工事等の契約に当たっては、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険、前払金保証事業会社による契約保証等が必要とされている。今後、各発注機関が作成する契約書において上述の取扱いがなされ、当該契約書に基づき契約が締結される場合、その趣旨を踏まえ、これらの保証についても当該取扱いに対応したものであることが求められる。

については、貴社におかれても、貴社が行う保証について、当該取扱いの趣旨を踏まえ必要な措置を速やかに講じ、公共工事等の受注者が行う手続きに混乱を来さないよう、適切に対応されたい。

## 直轄契約書及び履行保証の取扱いに関するQ&A集

番号	質問	回答
1	なぜこのタイミングで国土交通省の直轄契約書の見直しを行うのか。	→今回の直轄契約書の見直しは、建設会社の破産管財人と地方整備局と間で、違約金請求権について争われた訴訟について、11月9日に判決が確定したことを踏まえ、破産管財人による解除が行われる場合であっても違約金請求権が認められるよう、措置するもの。
2	契約書を見直さなかった場合どうなるのか。	→契約書を見直さなかった場合、今般の地方整備局の事案と同様に破産管財人による解除がなされると、違約金が発生せず、発注者が損失を被ることとなる。 →そのため、各発注担当が作成している契約書についても、直轄契約書と同様の見直しを行っていただくことが望ましい。
3	暫定対応とのことであるが、今後更なる改正はあるのか。公共工事標準請負契約約款の改正を待つて改正すればよいか。	→公共工事標準請負契約約款についても改正を予定しているが、現在続いている他の訴訟案件の動向も踏まえながら、検討を進めることとなる。 →なお、公共約款を改正することとなった場合でも、今般の直轄契約書の改正内容を踏まえたものとなると考えられるため、各発注機関におかれても、公共約款の改正を待たず、それぞれご作成の契約書を見直されることが望ましい。
4	前払保証事業会社や損保会社は、契約書の見直しに対応した履行保証を行ってくれるのか。	→履行保証は、受注者が履行拒絶や履行不能となった場合に発生する違約金について保証する制度であり、会計法の「10%の発注者への預け入れ」の代替として措置されているもの。このため、発注者解除に限らず、破産管財人による解除等のケースであっても、違約金請求権を認め、保証金を支払うことが、履行保証の趣旨に照らして適切であると考える。 →前払保証事業会社や損保会社においても、改正の必要性について理解し、前向きに対応いただいているところ。
5	保証会社や損保会社の履行保証等は、改正が行われるのか。	→前払保証事業会社や損保会社、銀行の行う履行保証等については、大きく、「保証」と「保険」の2種類に分かれる。  ①「保証」は、損保会社や銀行・信用金庫等の金融機関の商品であるが、これらについては、請負契約の内容を裏打ちするものであるため、請負契約の内容が変更されれば自動的に保証内容も変わるものとなる。すなわち、損保会社や銀行において約款の改正等は不要であり、従前の商品のままで対応可能である。  ②他方、「保険」は、前払保証事業会社や損保会社の商品であるが、これらについては、各会社の約款を改正する必要がある。前払保証事業会社の約款改正については、対応をお願いしている。また、損保会社の保険約款についても、特約を付すか保険約款本体の改定により対応が行われる見込み。

番号	質問	回答
6	契約書見直し後の履行保証の利用について、留意事項があれば教えてほしい。	<p>①前払保証事業会社を利用する場合 →前払保証事業会社の約款については、保証事業会社において改正を検討しているところ。なお、11月9日以降、改正後の契約書で締結された契約については、前払保証事業会社の改正後の約款を遡及して適用するようお願いしており、履行保証の活用の際に、特段ご留意いただく点は無い。</p> <p>②銀行・信用金庫等の金融機関を利用する場合 →銀行・信用金庫等が行う保証については、請負契約の内容を裏打ちする形であるので、特段の改正なく対応可能である。従って、履行保証の活用の際に、特段ご留意いただく点は無い。</p> <p>③損保会社を利用する場合 →損保会社については、公共工事履行保証証券にて対応する場合は、銀行・信用金庫等の金融機関と同様「保証」であるので特段の改正なく対応可能である。一方で、履行保証保険については、11月9日以降に損保会社にて前払保証会社同様に対応が行われる見込み。当面の間は、公共工事履行保証証券を利用するほうが、改正後の契約書に対応した商品であるかの確認が不要という点から、事務的な負担が少ないものと思われる。</p>
7	関係者への周知はどのように行われているか。	<p>→地方公共団体等については、11月9日の直轄契約書の暫定対応について、公契連絡で周知を行うとともに、ブロック監理課長等会議で各都道府県ご担当者様にご説明しているところ。</p> <p>→建設業団体に対しては、国交省の直轄契約書が変わる旨、また、他の発注機関の契約書も今後改正が見込まれる旨の通知を发出している。</p> <p>→また、各保証会社や損保会社、金融機関等に対しても、商品への対応をお願いする通知を发出している。</p>
8	役務的保証を行っている場合についても、金銭的保証と扱いは同じか。	<p>役務的保証については、損保会社の公共工事履行保証証券のみで対応が可能であるが、役務的保証措置を要求している場合は、公共工事標準請負契約約款第46条に基づき、請負契約を解除することなく保証人に工事の完成を請求することになる。</p> <p>しかしながら、請負契約が解除されてしまうと、保証債務は違約金等の支払債務に転換することから、保証人は違約金等を支払うことになる点に留意する必要がある。</p>
9	国土交通省の直轄契約書の見直しについては、どのタイミングから適用となるのか。	11月9日以降に契約が締結される契約について適用される(11月8日以前に入札公告がなされた工事についても対象)。